

# 長井市の中期財政見通し

平成 30 年 6 月  
長 井 市

## 1 はじめに

この「長井市の中期財政見通し」は行財政の運営及び関連する各種計画を見直す際の参考となるよう、今後5年間の見通しを示したものです。

平成28年度までは、現行計画等により事業を実施した場合の歳入と歳出の差し引きによる収支の試算を「長井市財政の中期展望」として示していましたが、平成29年度からは、事業を実施する際に講ずべき財源確保対策も加味した収支の試算を示すこととしています。

市民の皆さんの深甚なるご理解と多大なるご協力で成し得た行財政改革の成果により、本市財政は、現在、十分とはいえないまでも一定の健全度を保っています。現在、行財政改革期間中に実施できなかった施策を推し進めており、今後は、公共施設の整備事業も実施しなければなりません。

国と地方の社会・経済情勢や人口減少、少子高齢化等の推移やそれらの影響も見極めつつ、引き続き適切な行財政運営を継続していきます。

## 2 試算の前提条件

(1) 試算の対象となる会計：一般会計

(2) 試算する期間：平成30年度から平成34年度までの5年間

(3) 試算の方法

歳出については、平成30年度当初予算の内示時点において、「長井市第五次総合計画」及びその関連計画等に基づく事業に関する経費を集計し、計上しました。(注)予算編成時に行う財源を考慮した必要度、重要度、緊急度等に基づく「査定」は行っていません。

試算における歳入、歳出の推計方法は次のとおりです。

### 歳入

#### ① 市税

固定資産税及び都市計画税を除く市税については、生産年齢人口の推移、税制改正による影響額等を勘案し推計しました。固定資産税及び都市計画税については地価の水準や動向、新築住宅の着工状況等を加味して推計しました。

#### ② 交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び交通安全対策特別交付金については、平成30年度当初予算と同額と見込みました。地方消費税交付金、自動車取得税交付金については、税法改正に伴う影響を加味して推計しました。

③ 地方交付税

普通交付税については、平成29年度の交付決定額を基本に、国の地方財政対策が継続することを前提にして伸び率を見込みました。基準財政需要額の事業費補正、密度補正及び公債費は個別に加算、減算を行い推計しました。特別交付税については、現在、交付税総額の6%相当となっていますが、当面、現行割合が維持されるものと仮定し推計しました。

④ 国・県支出金

各課等が実施する予定の事業について現行の補助率を適用し推計しました。

⑤ 市債

各課等において実施を予定する投資的経費について、現行の起債充当率を適用し推計しました。臨時財政対策債は制度が継続されるものと仮定し推計しました。

⑥ その他の歳入

過去の決算額の推移、各年度の動向などを参考に推計しました。

## 歳出

① 人件費

職員人件費は現行の定員適正化計画における各年度の職員数を基に推計しました。

② 扶助費

平成30年度当初予算における措置額を基に、各課で試算した各年度の見込額を集計し、推計しました。

③ 公債費

既に発行している市債の元利償還金に、実施予定の投資的経費の財源として発行する市債及び臨時財政対策債の元利償還金を加算し、推計しました。今のところ、借換えや繰上償還等の予定はなく、これらの経費は見込んでいません。

④ 投資的経費

各課等が予定する事業のうち投資的経費に分類される概算事業費を集計し、推計しました。「長井市公共施設整備計画」で実施する予定の市役所庁舎、市民文化会館、公共複合施設を計上しましたが、概算事業費未確定の学校給食共同調理場は未計上です。同様に公立置賜長井病院の再整備にかかる事業費も未計上ですが、事業費が負担金分類となるため計上する場合はその他の歳出に含まれることとなります。

⑤ その他の歳出

「長井市第5次総合計画」に基づく実施計画及び平成30年度当初予算措置額を基に各課において試算した経費を集計し推計しました。

### 3 試算の結果

試算の結果は次表のとおりです。

なお、歳入と歳出との乖離については、

- ① 事業費が概算計上で、予算編成時におけるような精査がなされていないこと
- ② 事業の必要度、重要度、緊急度等をふまえた財源の配分調整がなされていないこと
- ③ 各種の財源確保対策が加味されていないこと

によるものです。

(単位：百万円)

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
歳 入	市 税	3,186	3,176	3,183	3,150	3,143
	地方譲与税	168	168	168	168	168
	交付金	590	646	703	703	703
	地方特例交付金	15	15	15	15	15
	地方交付税	4,060	4,123	4,120	4,083	4,066
	国・県支出金	2,629	2,663	2,340	2,358	2,580
	市 債	2,105	4,565	4,974	2,415	1,292
	(うち臨時財政対策債)	(422)	(403)	(385)	(369)	(354)
	そ の 他	2,194	1,264	1,299	1,297	1,298
	計 (A)	14,947	16,620	16,802	14,189	13,265
歳 出	人 件 費	2,330	2,292	2,278	2,251	2,221
	扶 助 費	2,414	2,432	2,463	2,495	2,527
	公 債 費	1,100	1,115	1,234	1,349	1,384
	物 件 費	2,062	2,037	2,011	2,039	2,129
	補 助 費 等	1,945	1,902	1,901	1,983	1,977
	繰 出 金	1,706	1,761	1,735	1,722	1,650
	投資的経費	2,501	5,118	5,228	2,401	1,477
	そ の 他	889	860	863	862	863
	計 (B)	14,947	17,517	17,713	15,102	14,228
歳入・歳出差引 (C) = (A) - (B)		0	△897	△911	△913	△963

※ 平成30年度については、当初予算額に平成29年度からの繰越明許費を加算しています。

#### 4 収支の見通し（財源確保対策後）

私たちが目指す「長井市第五次総合計画」におけるまちの将来像＝  
『みんなで創る しあわせに暮らせるまち 長井 ～ 人にぎわい 心かよう 水のふるさと ～』  
を実現するため施策を進めていくには、本市の再生、活性化とそれらを支える財政基盤の  
確保が重要です。今後も引き続き歳入・歳出両面における財源確保対策を講ずることにより  
歳入と歳出との乖離を解消していきます。

（単位：百万円）

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
歳入・歳出差引 (C)		0	△897	△911	△913	△963
歳 入	市有財産の活用・売却			24	37	39
	基金・特別会計資金等の活用	△450	340	340	300	300
	うち財政調整基金	△470	70	70	80	80
	うち公共施設整備基金	△100	150	150	100	100
	移住・定住の促進、子育て・教育 環境整備事業等による効果		32	48	63	79
	観光・交流事業等による効果		3	4	5	6
	介護予防・健康づくり・スポーツ 振興事業等による効果		2	2	2	2
	その他の効果（繰越金等を含む）	350	50	50	50	50
計 (D)	△100	427	468	457	476	
歳 出	計画的な事業執行 効率的・効果的事業展開 事務事業の見直し 経常経費の節減 市民との協働 民間・他行政機関との連携 その他	150	462	435	449	480
	減債対策（繰上償還の実施）	△50	8	8	7	7
	計 (E)	100	470	443	456	487
財源確保対策の総計 (F) = (D) + (E)		0	897	911	913	963
対策後の歳入・歳出差引 (G) = (C) - (F)		0	0	0	0	0

※ 平成30年度については財政調整基金への繰戻しと公債費の繰上償還を見込んでいます。

## 5 財政指標等について（普通会計）

前項の収支見通しを基に、地方財政健全化法において財政健全化の判断基準とされる財政指標を試算した結果は次表のとおりです。

今後の5年間に予定される公共施設等の整備事業を計上したため、実質公債費比率が14.1%まで上昇し、将来負担比率は平成32年度から34年度まで、150%台で推移する見込みです。なお、実質赤字比率、連結実質赤字については数値の計上見込みはありません。

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率 (%)	—	—	—	—	—
実質公債費比率 (%)	11.2	11.8	12.3	13.2	14.1
将来負担比率 (%)	124.8	140.2	157.2	154.0	158.3
地方債現在高 (百万円)	14,232	17,253	20,179	20,501	20,454
うち臨時財政対策債等	(5,343)	(5,359)	(5,335)	(5,266)	(5,179)
財政調整基金残高 (百万円)	701	631	561	481	401

注1： 実質公債費比率は前3カ年の見込値の平均値です。この比率は財政規模に対する借入金の返済割合を示すもので、地方公共団体の資金繰りにかかる健全度を示す指標です。25%が早期健全化基準（イエローカード）、35.0%が財政再建基準（レッドカード）とされています。また、18%以上になると、起債に際し国の許可が必要となります。

注2： 将来負担比率は財政規模に対する負債の大きさを示す指標で、中長期的な視点で財政を圧迫する可能性をみるための指標です。早期健全化基準のみが示されており、その基準は350%とされています。

注3： 「うち臨時財政対策債等」には臨時財政対策債、地方税減税補填債を計上していますが、これらについては、後年度、地方交付税により全額補てんされる制度となっています。